

庁議付議事案書

開催・令和2年8月27日

所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係 規則				
事項 機関				

1. 要旨

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について（ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱）」の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

(1) 主な改正点

- 対象講座の受講費にかかる支給割合の変更
受講修了時給付金の支給割合を20%支給から40%支給に変更し、合格時給付金の支給割合を40%支給から20%支給に変更する。

(2) 施行日

市長決裁日

(3) 影響及び効果

受講修了時の支給額が増額されることで、利便性が高まる。
現在のところ対象者はいない。

2. 経過(現時点に至るまでの経過)

文書課において審査済み

3. 留意事項(問題点等)

特になし

4. 主管部処理案(検討結果等)

庁議への報告後、速やかに改正手続きを進めたい。

5. 審議結果

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。